

タイ  
商標規則

(B. E. 2535)

B. E. 2534 商標法に基づく発令  
省令 No. 5(B. E. 2560)により改正  
2017年9月1日施行

目次

第1章 総則

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条

第2章 商標

第1部 商標登録出願

- 第10条
- 第11条
- 第11条の2
- 第12条
- 第12条の2
- 第12条の3
- 第12条の4
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条

第2部 出願の譲渡又は相続

- 第19条
- 第20条
- 第21条

第3部 登録

第23条

第4部 登録に対する異議申立及び異議申立に対する意見書

第24条

第25条

第26条

第5部 異議申立人の登録

第27条

第28条

第6部 登録証及びその写し

第29条

第30条

第31条

第7部 商標に関する権利の譲渡又は相続

第32条

第33条

第33-1条

第8部 登録事項の訂正

第34条

第35条

第36条

第9部 登録の更新

第37条

第39条

第40条

第10部 登録の取消

第41条

第42条

第43条

第44条

第11部 商標ライセンス契約の登録申請

第45条

第 46 条

第 12 部 商標ライセンス契約書の登録事項の補正

第 47 条

第 48 条

第 13 部 商標ライセンス契約の登録取消

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 3 章 サービスマーク及び証明標章

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 4 章 団体標章

第 59 条

第 60 条

第 61 条

## 第1章 総則

### 第1条

本省令において、

「出願」とは、商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章の登録出願及びその他の申請を意味し、他の異議申立書、意見書及び請求を包含する。

「証明書」とは、商標登録証、サービスマーク登録証、証明標章登録証又は団体標章登録証を意味する。

「登録」とは、商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章の登録を意味する。

### 第2条

すべての出願は、長官が通知して定めた様式によらなければならない。

当該様式は、タイ語で手動式タイプライター又は印字により記入し、完成させなければならない。出願人が署名する。

出願は、他の条文に別段の規定がない限り、納付すべき手数料とともに、商務省知的財産権局の登録官若しくは県商業事務所若しくは長官が通知して定めた他の部署に提出するか又は商務省知的財産権局の登録官に受取通知付き書留郵便により送付するか又は長官が通知して定めた他の手段により送付しなければならない。

第3段落に基づく受取通知付き書留郵便の場合は、出願が知的財産権局に到達した日を出願日とみなす。

### 第3条

出願に身分証明書を添付することが必要な場合は、

(1) 自然人については、国民身分証明書、政府が発行した他の身分証明書、外国人証明書又は旅券の写真複写を使用することができ、

(2) 法人については、合法的な認証機関が6月以内に発行した現在の法人証明書の写真複写を使用することができる。ただし、外国法に基づいて設立された法人である場合は、海外の法人であることを証明する陳述が含まれることを条件として、第5条の書類を提出しなければならない。

### 第4条

代理人又は弁護士が出願を提出する場合は、代理人選任書又は委任状の写真複写及び代理人又は弁護士の身分証明書を添付しなければならない。

### 第5条

外国において行われる署名者の認証又は代理人若しくは弁護士の選任は、次のように行わなければならない。

(1) 署名者の認証のみの場合は、代理人又は弁護士が選任されている国のタイ大使館又はタイ領事館の職員が認証を請け負う。

(2) 署名者の認証又は代理人若しくは弁護士の選任の場合は、代理人若しくは弁護士が選任されている国の商務省管轄の事務局長、公証人又は現地法により書類の公証人として指定

された者が認証を請け負う。

第1段落に基づく代理人選任書又は委任状がタイにおいて作成されており、かつ、本人又は付与者がタイに居住していない場合は、当該選任時にタイに居たことを登録官に証明する旅券、仮居住証明書又はそれ以外の証拠の写真複写を提出する必要がある。

#### **第6条**

出願人が複数の出願を提出する場合は、最初の出願の裏付け書類は正本でなければならない。それ以外の出願については、正本が添付されている出願の番号を記載することを条件として、当該裏付け書類の写真複写を添付しなければならない。

#### **第7条**

出願人は、裏付け書類の写し又は写真複写が真正なものであることを証明しなければならない。

#### **第8条**

外国語により作成された裏付け書類の提出に関しては、出願人は、翻訳者が証明するタイ語の翻訳文を提出しなければならない。

#### **第9条**

証明書及び証明書の副本に関しては、本省令に附属する次の様式を使用しなければならない。

- (1) 商標/サービスマーク登録証：C. M. 1 様式
- (2) 証明標章登録証：C. M. 2 様式
- (3) 団体標章登録証：C. M. 3 様式
- (4) 商標/サービスマーク登録証の副本：C. M. 4 様式
- (5) 証明標章登録証の副本：C. M. 5 様式
- (6) 団体標章登録証の副本：C. M. 6 様式

## 第2章 商標

### 第1部 商標登録出願

#### 第10条

出願人は、身分証明書を添付した出願を提出しなければならない。

#### 第11条

出願に表示する商標の画像は、鮮明でなければならない。

登録出願する商標が色彩の組み合わせである場合は、出願人は、色及びその配置を説明しなければならない。

登録出願する商標が物体の図又は形状である場合は、当該商標の画像には、本質的な要素であるその図又は形状がすべて示されていなければならない。出願人は、物体の図又は形状を説明することができる。

#### 第11条の2

登録出願する商標が音声記録であるか又は音声記録から構成されている場合は、出願人は、当該音声記録を明確に説明し、かつ、鮮明に記録された音声ファイルを送付しなければならない。出願人は、当該商標の特徴を示す曲譜、スペクトログラム又は他の資料を提出することができる。

#### 第12条

登録出願する商標であって、外国語により記載されているものは、翻訳できない外国語の陳述を含まない限り、タイ語による発音にし、タイ語に翻訳しなければならない。当該発音及び翻訳については、出願人による証明書を出願に示さなければならない。

登録出願する商標が中国語により記載されている場合は、発音は北京語及び潮州語に従う。

#### 第12条の2

出願人が商標法第28条の2に基づく権利の行使を希望する場合は、商標登録の出願及び商標法第28条の2に基づく権利の行使のための出願とともに、次の書類及び証拠を提出しなければならない。

(1) 国際的な博覧会において、出願人が、登録出願する商標を付した商品展览展示したことを証明する証拠

(2) タイ政府が認証を請け負う場合は、タイ政府が発行した国際的な博覧会の証明書又はタイ若しくはタイが加盟している商標の保護に関する国際条約の加盟国の国家機関、国営企業又はそれ以外の公的機関が国際的な博覧会を開催した場合は、当該国家機関、国営企業又はそれ以外の公的機関が発行した国際的な博覧会の証明書

(3) 最初の外国出願の写しであって、その国の職員が証明するもの(ある場合)

(4) (1)、(2)及び(3)の書類が外国語により作成されている場合は、その翻訳文の写し

第1段落に基づく国際的な博覧会とは、2国を超える国からの参加者に商品展览展示又は販売の申出をすることを目的として開催された博覧会を意味する。

### 第 12 条の 3

出願とともに、第 12 条の 2 に基づく書類及び証拠を提出しなかった場合は、出願人は、商標登録の出願及び商標法第 28 条の 2 に基づく権利の行使のための出願を提出するときに、長官が通知して定めた様式を用いて延長書を作成しなければならない。この点に関して、登録官は、当該提出日から 60 日以内の任意の日まで提出を延長する権限を有する。

出願人が指定された期限内に書類及び証拠を提出しなかった場合は、登録官は、出願人が商標法第 28 条の 2 に基づく権利の行使を希望しないことを条件として、出願を更に検討しなければならない。

### 第 12 条の 4

出願人は、商務省の通知に基づいて、商品の区分に応じた商品一覧を示さなければならない。

### 第 13 条

出願の登録事項の補正は、次のように請求しなければならない。

- (1) 商標の本質的でない要素を補正する場合は、補正する商標を表示した出願を提出しなければならない。
- (2) 他の登録事項を補正する場合は、当該事項を補正するための書類及び証拠の写しを 1 部ずつ添付して、出願を提出しなければならない。

### 第 14 条

出願人が、登録出願する商標の本質的な要素である部分の補正又は商品一覧の追加を希望する場合は、出願人は、新たな商標登録の出願を提出しなければならない。

### 第 15 条

登録官は、登録出願を、商務省知的財産権局の公共施設において、「商標公報」に公告しなければならない。

### 第 16 条

第 15 条に基づいて登録出願を公告する場合は、次の事項を示さなければならない。

- (1) 出願番号及び出願日
- (2) 商標
- (3) 商品の区分及び一覧
- (4) 出願人及び代理人の名称(ある場合)
- (5) 条件又は制限(ある場合)
- (6) 公告日
- (7) その他、登録官が適切とみなす事項

### 第 17 条

商標登録出願の公告命令の取下げを公告する場合は、登録官は第 15 条に従う。

## 第 18 条

第 17 条に基づく取下げを公告する場合は、次の事項を示さなければならない。

- (1) 出願番号
- (2) 公告日
- (3) 登録官による取下げ日及びその理由
- (4) その他、登録官が適切とみなす事項

## 第2部 出願の譲渡又は相続

### 第19条

登録出願の譲渡は、次のように行わなければならない。

(1) 譲渡人又は譲受人が登録出願の譲渡を請求する場合は、譲渡人又は譲受人は、次の書類を添付した申請書を提出しなければならない。

- (A) 譲渡人及び譲受人が署名した譲渡契約書
- (B) 譲渡人及び譲受人の身分証明書

(2) 譲渡人と譲受人とが共同して登録出願の譲渡を請求し、これによって両当事者が登録官の前で署名する場合は、譲渡人及び譲受人は、当該請求書に(1)(B)の書類を添付しなければならない。

### 第20条

出願の相続に関して、出願人が死亡した場合は、遺言書が作成されておらず、利害関係者が裁判所に管財人を選任する請求を提出していないこと条件として、出願人の相続人が次の書類及び証拠を添付して請求を提出することができる。

(1) 死亡証明書の写真複写又は出願人の死亡を示す他の書類及び証拠

(2) 次のことを確認する相続人の文書

- (A) 死亡した者が遺言書を作成しなかったこと
- (B) 裁判所に管財人を選任する請求を提出した者がいないこと
- (C) 相続人の総数が挙げられていること。死亡した者と相続人との関係を含む。

(3) 死亡した者の標章に関する財産の清算に際しての相続人の合意及び正当な相続人であることを証明する証拠

(4) 相続人の身分証明書

### 第21条

登録出願の相続に関して、遺言執行人若しくは管財人又は出願に対する権利が何人かに帰属することを示す遺言書がある場合は、遺言執行人若しくは管財人又は当該権利の相続人は、次の書類及び証拠を添付して請求しなければならない。

(1) 死亡証明書の写真複写又は出願人の死亡を示す他の書類及び証拠

(2) 遺言書の写真複写又は管財人を選任する裁判所命令の写し

(3) 遺言執行人若しくは管財人又は相続人の身分証明書

## 第3部 登録

### 第23条

登録官の命令により，出願の登録が認められた後，登録番号が入力順に発行される。当該登録は次の事項を含む。

- (1) 出願番号及び出願日
- (2) 登録番号及び登録日
- (3) 公告日
- (4) 商標権者の名称，国籍，住所及び職業
- (5) 代理人の名称，国籍，住所及び職業
- (6) タイ国内の事務所又は連絡先
- (7) 商標
- (8) 商品の区分及び一覧
- (9) 商標法第17条の規定に基づく条件，制限及び権利の部分放棄
- (10) その他，登録官が適切とみなす事項

## 第4部 登録に対する異議申立及び異議申立に対する意見書

### 第24条

異議申立人は、次の書類及び証拠を添付して、登録に対して異議を申し立てることができる。

- (1) 異議申立書の写し1部
- (2) 身分証明書
- (3) 異議申立書を裏付ける書類及び証拠

### 第25条

出願人は、次の書類及び証拠を添付して、異議申立に対して意見書を提出しなければならない。

- (1) 異議申立人の数に応じた意見書の写し
- (2) 意見書を裏付ける書類及び証拠

### 第26条

第24条(3)に基づく異議申立書又は第25条(2)に基づく意見書を裏付ける書類及び証拠を提出しなかった場合は、異議申立人又は出願人は、当該異議申立書又は意見書を提出する際に、延長書を作成しなければならない。提出日から60日以内の任意の日まで延長することができる。

異議申立人又は出願人が第1段落に規定された期限内に書類及び証拠を提出しなかった場合は、登録官は、出願を更に検討し、当該書類及び証拠の提出を待つことはしない。

## 第5部 異議申立人の登録

### 第27条

異議申立人が異議の申し立てられている商標と同一又は類似の商標を登録出願し、また、最終決定、判断又は命令において、異議申立人に優先する権利があるとされている場合は、登録官は、異議申立人の出願を公告することなく、第23条に基づいて異議申立人の登録を認めなければならない。

### 第28条

登録官は、商務省知的財産権局の公共施設において、次の事項を示すことにより、異議申立人の登録の承認を公告しなければならない。

- (1) 元出願人の登録出願に関する概要情報
- (2) 異議申立人による異議申立及びその理由に関する概要情報
- (3) 次に掲げる、異議申立人の登録出願に関する概要情報
  - (A) 異議申立人の名称
  - (B) 出願番号及び出願日
  - (C) 異議申立人の商標
  - (D) 当該商標を出願する商品の区分及び一覧
- (4) 当該異議申立に関する最終決定、判断又は命令

## 第6部 登録証及びその写し

### 第29条

証明書を破損又は紛失した場合は、商標権者は、証明書正本又は所有者若しくは代理人の紛失理由を記載した確認書を添付した申請書を提出することにより、その副本を請求することができる。

### 第30条

証明書副本の発行は、如何なる場合においても、証明書正本の取消とみなす。

### 第31条

証明書又はその副本が発行された後、当該証明書又はその副本は、タイ国内の出願人の事務所若しくは連絡先へ受取通知付き書留郵便により出願人に送付されるか又は出願人若しくはその代理人若しくは弁護士へ手渡しにより交付される。

## 第7部 商標に関する権利の譲渡又は相続

### 第32条

登録商標に関する権利の譲渡又は相続は、第19条、第20条及び第21条を準用する。これには登録証が必要である。

### 第33条

登録官の命令により、商標に関する権利の譲渡又は相続の登録が認められた後、当該登録は登録原簿に記録され、新しい登録証が譲受人に発行される。過去に発行された証明書は、失効したものとみなす。

### 第33-1条

登録官の命令により、一定の商品についての商標に関する権利の譲渡又は相続の登録が認められた後、次のことを行わなければならない。

- (1) 当該登録を登録原簿に記録すること
- (2) 譲渡された商品又は相続された商品の新しい登録番号及び新しい登録を発行すること
- (3) 譲渡人及び譲受人に新たな商標登録証を発行し、これによって、過去に発行された証明書は失効したものとみなすこと

第1段落に基づいて譲渡又は相続された商標の商標ライセンス契約が登録されている場合は、登録官は、当該商標ライセンス契約を登録原簿に登録しなければならない。

## 第 8 部 登録事項の訂正

### 第 34 条

商標法第 52 条に規定されている場合を除き，登録商標の所有者は，次の登録事項の訂正を請求することができる。

- (1) 代理人の辞退
- (2) 代理人の選任又は変更
- (3) ライセンシーの国籍，住所及び職業

### 第 35 条

商標権者は，登録事項を訂正する場合に，当該事項を訂正するための書類及び証拠の写しを 1 部ずつ添付して，申請書を提出しなければならない。

### 第 36 条

登録官が登録事項の訂正を認めた後，当該訂正は登録原簿に記録され，通知書が商標権者に発給される。

## 第9部 登録の更新

### 第37条

商標権者は、その登録の更新のための申請書を提出し、当該商標を付した商品の一覧をその区分に応じて示さなければならない。

### 第39条

商品の区分の変更に関して商務省が通知した場合に、登録されている区分とは異なる区分の商品一覧があるときは、商標権者は、登録更新のための申請書を提出しなければならない。これによって、商標を付した商品の一覧を商務省の通知に基づく区分に応じて示さなければならない。

### 第40条

登録官が登録更新を認めた後、当該更新は登録原簿に記録され、その更新証が商標権者に発行される。

## 第10部 登録の取消

### 第41条

登録商標の所有者は、登録官に申請書を提出し、登録証とともに次の書類及び証拠を添付することにより、商標登録の取消を請求することができる。

- (1) 身分証明書
- (2) 商標ライセンス契約がある場合は、当該ライセンス契約書に別段の規定がない限り、それぞれのライセンシーに示し、その同意書を添付しなければならない。

### 第42条

登録官が登録の取消を認めた後、当該取消は登録原簿に記録され、その証明書は取り消される。一方、当該取消は、商務省知的財産権局の公共施設において公告される。

### 第43条

商標法第59条第3段落に基づく登録取消の公告に関しては、登録官は第15条に従う。

第1段落に基づく取消を公告する場合は、次の事項を示さなければならない。

- (1) 出願番号及び登録番号
- (2) 商標権者及びその代理人の名称
- (3) タイにおいて登録された事務所又は住所
- (4) 所有者又は代理人のタイにおいて登録された事務所又は住所がなくなったと登録官が確信するに至った事実
- (5) その他、登録官が適切とみなす事項

### 第44条

登録官の命令により登録が取り消された後、当該取消は登録原簿に記録され、過去に発行された証明書は失効したものとみなす。

第1段落に基づく取消の命令は、商務省知的財産権局の公共施設において公告される。

## 第 11 部 商標ライセンス契約の登録申請

### 第 45 条

商標ライセンス契約の登録を申請する場合は、商標権者及び登録ライセンシーになることを申請する者は、商標ライセンス契約書を添付して申請書を提出しなければならない。当該商標ライセンス契約書には、商標権者と登録ライセンシーになることを申請する者の双方が署名しなければならない。

第 1 段落の申請に関しては、商標法第 68 条第 3 段落(1)及び(2)による必要な事項以外に、登録ライセンシーになることを申請する者が商標に関する排他権を有していること又は商標権者が商標のライセンス権を他の者に付与できることを示す必要がある。

### 第 46 条

登録官の命令により、商標ライセンス契約の登録が認められた後、当該登録は登録原簿に記録され、商標ライセンス契約書は商標権者に返却される。

## 第12部 商標ライセンス契約書の登録事項の訂正

### 第47条

商標権者とライセンシーとは共同して、商標ライセンス契約書の登録事項を訂正するための申請書を提出しなければならない。ただし、訂正部分が明示されていなければならない。加えて、商標権者及びライセンシーが署名した、訂正後の商標ライセンス契約書を添付しなければならない。

### 第48条

登録官の命令により、商標ライセンス契約書の登録事項の訂正が認められた後、訂正された事項は登録原簿に記録され、商標ライセンス契約書はその後商標権者に返却される。

## 第 13 部 商標ライセンス契約の登録取消

### 第 49 条

商標権者及びそのライセンシーは共同して、商標ライセンス契約書を添付し、商標法第 72 条第 1 段落に基づく商標ライセンス契約の登録取消のための申請書を提出しなければならない。

### 第 50 条

商標権者又はそのライセンシーは、商標ライセンス契約の満了を示す書類を添付して、商標法第 72 条第 2 段落に基づく商標ライセンス契約の登録取消のための申請書を提出しなければならない。

### 第 51 条

商標法第 72 条第 3 段落(1)及び(2)に基づく商標ライセンス契約の登録取消は、次のように請求しなければならない。

(1) 利害関係者による請求の場合は、商標ライセンス契約の取消を請求する理由を含む申請書を、登録官に提出しなければならない。登録官が申請書を受領したときは、当該申請書は商標委員会に提出される。

(2) 登録官による請求の場合は、商標ライセンス契約の取消を請求する理由を含む申請書を、商標委員会に提出しなければならない。

### 第 52 条

登録官の命令により、第 49 条に基づいて商標ライセンス契約が取り消された後、当該取消は、登録原簿及び商標ライセンス契約書に記録される。その後、商標ライセンス契約書は商標権者に返却される。

### 第 53 条

商標法第 74 条に基づく登録官の最終命令若しくは商標委員会の最終決定又は商標法第 75 条に基づく商標委員会の最終決定又は裁判所の最終判決により、商標ライセンス契約の登録が取り消された場合は、登録官は、商標権者に商標ライセンス契約書の提出を命じなければならない。また、当該取消を登録原簿及び商標ライセンス契約書に記録しなければならない。その後、商標ライセンス契約書は商標権者に返却される。

### 第3章 サービスマーク及び証明標章

#### 第54条

「第2章 商標」の規定はサービスマークに準用され、同章の「商品」という語は「サービス」に読み替える。

#### 第55条

証明標章には、「第2章 商標」の第1部から第10部までの規定のみが適用される。

#### 第56条

証明標章の所有者は、次の書類及び証拠を添付して、証明標章の使用に関する規則の補正を登録するための申請書を提出しなければならない。

- (1) 証明標章の使用に関して補正された規則又はその補正部分
- (2) 補正を請求する規則に応じた証明能力を証明する書類及び証拠
- (3) 補正が公共の利益に影響を与えないことを証明する書類及び証拠又は説明

#### 第57条

登録官が証明標章の使用に関する規則の補正の登録を認めた後、当該補正は登録原簿に記録され、補正された規則の要点は公表される。その通知書は、証明標章の所有者に送付される。

#### 第58条

譲渡人は、次の書類及び証拠を添付して、証明標章の譲渡承認及び譲渡登録のための申請書を提出しなければならない。

- (1) 登録証
- (2) 譲渡人と譲受人の双方が署名した証明標章の譲渡契約書又は当該譲渡を証明する他の書類及び証拠
- (3) 証明標章の使用規則に規定されている、商品又はサービスの特徴を証明するための規則及び手続を含む、譲受人の能力に関する証明書
- (4) 譲渡人及び譲受人の身分証明書

登録官の命令により、第1段落に基づく譲渡が認められた後、証明標章の譲渡は登録原簿に登録及び記録され、新しい登録証が譲受人に発行される。過去に発行された証明書は、失効したものとみなす。

## 第4章 団体標章

### 第59条

団体標章には、「第2章 商標」の第1部から第10部までの規定のみが適用される。

### 第60条

団体標章登録の出願は、次の者が提出しなければならない。

(1) 団体標章が、団体を構成する自然人若しくは法人によって使用されているか又は使用される予定であり、当該団体の設立によって新たに独立した法人が設立されるものではない場合は、出願は、当該団体を構成するすべての自然人若しくは法人又は団体を構成する何れかの自然人若しくは法人が提出することができる。団体を構成する何れかの自然人又は法人が出願を提出する場合は、出願人は、団体標章が何れかの自然人若しくは法人によって使用されているか又は使用される予定であることを示さなければならない。

(2) 団体標章が、協会、社団、共同組合、連盟、同盟、自然人の集まり又は他の公共団体若しくは民間団体の構成員によって使用されているか又は使用される予定である場合は、団体標章登録の出願を提出しなければならない。出願人は、登録出願する団体標章が、すべての構成員若しくは何れかの構成員によって使用されているか又は使用される予定であることを示さなければならない。

第1段落に基づく登録の出願には、団体標章を使用する資格を有する者の間の関係を証明する書類及び証拠又は説明を添付しなければならない。

### 第61条

団体標章の出願人は、登録官に、当該団体標章に関する登録事項の補正のための申請書、当該団体標章を更新する申請書及び当該団体標章の取消を請求する申請書を提出しなければならない。出願人が第60条(1)に基づく自然人又は法人であり、かつ、当該自然人又は法人が登録の進めなかった場合は、団体を構成する自然人であって、団体標章の付与を受け資格を有する者の過半数は、書面により、当該団体を構成する自然人を、元出願人に代わって手続きする者に指定することができる。